

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況(平成18年6月末現在) | 参考データ |
|---------------------------------|--------------------------------------|-----------|-----|--|-------|
| 4-4 予算積算と決算との乖離の是正 | | | | | |
| 107 | ①執行結果の予算要求への反映 | 18年度予算要求～ | 着手済 | ○平成18年度予算から、適用、徴収、給付、システム業務に区分積算をした上で予算要求を行うとともに、これまで毎年度要求を行う一方、実際には使用されていなかった経費及び要求内容と異なる執行が行われていた経費等について見直しを徹底し、執行結果を適正に予算要求に反映。 | |
| 4-5 事業コストの管理・分析 | | | | | |
| 108 | ①事業単位コードの各業務のコスト管理への活用 | 17年度～ | 着手済 | ○平成16年度に設定した事業単位コードをもとに、平成17年度から地方社会保険事務局において適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理を行う仕組みを導入したところであり、効率的に事業目標を達成するためのコスト管理に役立っているところである。 | |
| 4-6 社会保険新組織にふさわしい特別会計の構築 | | | | | |
| 109 | ①政府管掌健康保険の分離、年金運営新組織の設立を踏まえた特別会計の見直し | 19年度～ | — | ○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」において、「厚生保険特別会計及び国民年金特別会計は、平成19年度において、統合するものとする」と規定されており、平成19年度予算要求より対応する予定。 ○なお、政管健保の公法人化に伴う厚生保険特別会計の見直しについては、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第47号)」において必要な措置を講じたところである。 | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況(平成18年6月末現在) | 参考データ |
|-----|--------------------------------|-------|----|---|-------|
| 110 | ②船員保険特別会計 の労働保険特別会計 への統合 | 22年度～ | — | <p>○船員保険特別会計については、今般成立した行政改革推進法において、平成18年度末までに制度の詳細について検討した上で、平成22年度を目途に、労働者災害補償保険及び雇用保険に相当する部分については、労働保険特別会計に統合し、その他の部分については、全国健康保険協会その他の公法人に移管することとされた。</p> <p>○船員保険の見直しの基本的な方向については、船員保険関係者の合意を得ているところであるが、制度の詳細については本年4月に船員保険関係者等による「船員保険事業運営懇談会」を設置し、その中で検討。</p> <p>○現在、統合における問題点の洗い出しを行っているところであり、夏以降、それらの問題点もついて整理を行い、平成18年度末までに結論を得る。</p> | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況(平成18年6月末現在) | 参考データ |
|-----------------------------|---|-----------|-----|---|-------|
| 4-7 社会保険オンラインシステムの刷新 | | | | | |
| 111 | ①平成17年度中に策定する最適化計画に基づき、以下の取組を実施し、オンラインシステムの刷新を図る | 18年度～22年度 | 着手済 | <p>○「社会保険業務の業務・システム最適化計画」については、平成18年3月に厚生労働省情報政策会議で決定し、社会保険庁ホームページ等で公表を行った。</p> <p>○今後、最適化計画に基づき、平成18年度から22年度までの5年間でシステムの見直しを実施することとしている。</p> | |
| 112 | <ul style="list-style-type: none"> ・サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新、コンピュータセンター(3カ所)の機能統合などによりシステム運用経費を削減 ・原則、一般競争入札による調達、ハードウェア・ソフトウェアの分離調達などにより費用構造の透明性を確保 | | | | |
| 113 | <ul style="list-style-type: none"> ・システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化 | | | | |
| 114 | <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップセンターの設置や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保 | | | | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況(平成18年6月末現在) | 参考データ |
|---------------------|-----------------------------------|---------|----|---|-------|
| V. 個人情報保護の徹底 | | | | | |
| 115 | ①ねんきん事業機構における年金個人情報利用・提供に関する規定の整備 | 20年10月～ | - | <p>○年金個人情報については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年金事業の運営のため必要な場合 ②法律の規定に基づき利用・提供しなければならない場合 ③法令で具体的に明らかにした事務について利用・提供する相当な理由があると認められる場合 <p>以外には、利用・提供できないものとする規定を平成18年3月に国会に提出した「ねんきん事業機構法案」に盛り込んだところ。</p> | |
| 116 | ②基礎年金番号の法定化 | 20年10月～ | - | <p>○年金を始めとする社会保障制度に関する業務を効率的に実施するため、基礎年金番号を国民年金原簿及び厚生年金保険の原簿の記載事項とする旨を、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。</p> | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況(平成18年6月末現在) | 参考データ |
|--------------------|----------------------------|---|-----|---|-------------------------------|
| VI. 意識改革の徹底 | | | | | |
| 117 | ①内部改善提案制度の創設 | 16年10月～ | 着手済 | <p>○平成16年10月、日々お客様に接し、サービスを行っている第一線の社会保険事務所職員等からの改善提案を促進し、内部からの改革を積極的に進めるため、「社会保険庁内部改善提案制度」を創設。</p> <p>○社会保険庁LANの全庁用掲示板に「改善提案等投稿コーナー」を開設し、サービス向上や業務改善に向けた提案の投稿を募集。特に優れた提案については、長官表彰として顕彰するとともに、全国的な共有化を推進。</p> | (平成18年6月末現在) 改善提案件数 1,377件 |
| 118 | ②職員行動規範の策定及び徹底 | 16年12月～ | 着手済 | <p>○平成16年12月、職員が国民本位の行政サービスを遂行する意識を涵養するとともに、国家公務員としての倫理観を常に持つよう意識改革を図るため、</p> <p>①お客様第一 ②国民へのサービスの向上 ③安心と信頼 ④公平・公正 ⑤個人情報の保護 ⑥法令遵守・公務員倫理 ⑦コスト意識</p> <p>に関する「社会保険庁職員行動規範」を策定。</p> <p>○併せて、「窓口接遇マナー3箇条」、「電話接遇マナー3箇条」、「サービス3箇条」を策定し、各職場において、お客様から見える場所に掲示し、その実施を徹底。</p> | |
| 119 | ③能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入 | <p>17年10月～ 一定職以上を対象に試行を実施</p> <p>18年度～ 一定職以上を対象に本格実施</p> <p>19年度～ 全職員を対象に本格実施</p> | 着手済 | <p>○新人事評価制度については、平成17年10月より、全国8ブロックで本庁主催の研修を実施の上、社会保険事務所課長を含む一定職以上の職員を対象に、制度の本格実施に向けた試行を実施。</p> <p>○試行の結果を踏まえ、本庁幹部職員及びブロック担当事務局長を構成員とする「人事評価制度運営会議」を平成18年3月27日に開催し、18年4月から一定職以上の職員を対象とした本格実施及びその他職員を対象とした試行を実施。</p> | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況(平成18年6月末現在) | 参考データ |
|-----|--------------------------|---------|-----|---|--|
| 120 | ④社会保険事務局・事務所グランプリの実施 | 17年6月～ | 着手済 | <p>○平成17年6月から、各地方社会保険事務局及び社会保険事務所の業務運営の積極的な取組を促進し、社会保険事業の推進・向上を図り、切磋琢磨を促すため、「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。</p> <p>○社会保険庁LANシステムの掲示板に主要な事業実績を定期的に公表するとともに、国民年金部門、健康保険・厚生年金保険部門、サービススタンダード部門の実績評価を行い、平成17年度の実績に関する長官表彰については、平成18年9月以降に実施予定。</p> <p>○平成17年度において、社会保険事業の運営上、特に重要な事業として、健康保険・厚生年金保険の未適用事業所の適用促進事業、国民年金保険料の口座振替の加入促進事業を特別表彰対象事業とし実績評価を行い、実績に関する長官表彰については、平成18年9月以降実施予定。</p> | <p>(事業実績掲示板 掲載事項)</p> <p>①適用処理状況に関するもの ・健保・厚年の事業所調査に係る実施状況、適用促進実施状況</p> <p>②徴収状況に関するもの ・健保・厚年の保険料収納率、差押状況 ・国年の行動目標進捗状況、強制徴収の実施状況</p> <p>③サービススタンダードに関するもの ・老齢基礎年金等の裁定請求に係る平均所要日数等 ・傷病手当金、出産手当金等の支給申請に係る平均所要日数等</p> |
| 121 | ⑤本庁と地方庁の人事交流の拡大 | 17年4月～ | 着手済 | <p>○本庁と地方庁との人事交流については、平成17年4月からの人事異動において、出向先社会保険事務局数を38事務局(161人)から47事務局(183人)に拡大する一方、地方庁職員の本庁配置数を32人(23事務局)から89人(43事務局)に拡大し、全社会保険事務局との人事交流を推進。</p> | |
| 122 | ⑥地方職員の本庁ポストへの登用拡大 | 17年10月～ | 着手済 | <p>○地方庁職員の本庁主要ポストへの登用拡大に関しては、平成17年10月の人事異動においては2名、18年4月の人事異動においては4名の登用を実施。(18年6月末現在、12名)</p> | |
| 123 | ⑦職員研修の体系及びカリキュラムの抜本的な見直し | 17年度～ | 着手済 | <p>○平成16年11月から、優れたノウハウを持つ民間の講師を活用した実践的な接遇研修を実施するとともに、高度な専門知識の習得やマネジメント能力の強化等を図るため、研修体系及びカリキュラムの見直しを実施。</p> <p>○平成17年9月から、社会保険大学校の職員研修における事例研究の成果を社会保険庁LANに掲載することにより、業務改善等に資する情報の共有化を図っている。</p> <p>○さらに、外部有識者の参画による「社会保険研修向上研究会」(平成18年6月末現在、4回開催)の御議論を踏まえ、引き続き、職員研修の見直し、充実を図ることとしている。</p> | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況(平成18年6月末現在) | 参考データ |
|-----|-------------------------------------|-------|-----|--|-------|
| 124 | ⑧集合研修への参加が困難な職員を対象とした通信研修の実施 | 17年度～ | 着手済 | ○平成18年1月から、国民年金保険料の収納業務に係る通信研修を実施し、担当職員の実務的な業務知識等のレベルアップを図るとともに、大専校研修への参加が困難な者の受講機会を確保することとしている。 | |
| 125 | ⑨年金相談等の一定の業務に携わる職員を対象とした通信研修の段階的な実施 | 18年度～ | 検討中 | ○年金相談業務についても、平成18年12月より、同様に通信研修を実施予定。 | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況(平成18年6月末現在) | 参考データ |
|---------------------|-----------------------------|---------|-----|---|-------|
| VII. 組織内部の改革 | | | | | |
| 126 | ①社会保険事業運営評議会の設置 | 16年9月～ | 着手済 | <p>○平成16年9月、社会保険庁長官の下に保険料拠出者、学識経験者等からなる社会保険事業運営評議会を開催(平成18年6月末現在、13回開催)。</p> <p>○社会保険庁の事業運営が適正かつ効率的に行われているかを外部の目で検証していただき、同評議会における意見を社会保険庁が策定する社会保険事業計画等に反映。</p> | |
| 127 | ②経済界の協力による顧問、プロジェクトリーダー等の配置 | 16年9月～ | 着手済 | <p>○平成16年9月から、民間の発想等を大胆に導入して改革を推進する観点から、経済界の協力を得て、2名の最高顧問を迎えるとともに、社会保険庁内に設置した「社会保険庁改革推進本部」において、システム改革、サービス向上改革、保険料徴収改革等の課題を担当するプロジェクトリーダー、アドバイザースタッフをはじめ、11名の民間出身職員を配置。</p> | |
| 128 | ③内部通報制度の導入及びコンプライアンス委員会の設置 | 16年10月～ | 着手済 | <p>○平成16年10月に、社会保険庁職員の職務上の行為に関する法令遵守に係る問題について、内部から早期発見及び早期対処するとともに、職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進するための仕組みとして、社会保険庁に「社会保険庁法令遵守委員会」を設置。</p> <p>○また、平成17年2月に法令遵守委員会の下に、各組織毎に法令遵守推進者を設置し、公務員倫理、個人情報保護をはじめ、関係法令等の法令遵守に関する研修を行い、職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進。</p> <p>○国年保険料の免除等に関し、多数の不適正な事務処理が判明したことを踏まえ、社会保険事務所及び社会保険事務局における法令違反の疑い等について、被保険者や受給者等から、本庁が直接受け付ける「法令違反通報窓口」を平成18年6月14日から設置するとともに、同年7月1日から、地方社会保険事務局においても、法令遵守委員会を設置し、本庁の法令遵守委員会が決定した是正措置、再発防止措置等の実施の徹底を図ることとした。</p> | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況(平成18年6月末現在) | 参考データ |
|-----|------------------------|-------|-----|---|---|
| 129 | ④社会保険事業計画の見直し | 17年度～ | 着手済 | <p>○社会保険事業計画は、厚生労働省が定める達成目標を踏まえ、毎年度策定するものであり、平成17年度から、実績評価の充実を図るため、事業目標の設定に当たり、達成状況を可能な限り客観的に測定できるよう具体的な数値目標を設定。</p> <p>○社会保険事業計画の策定に当たっては、事業全般について保険料拠出者や利用者の意見を反映させるため、社会保険事業運営評議会において計画の内容を検討していただくこととしており、平成18年度事業計画については、平成18年2月の同評議会において御意見を伺った上で、3月に成案をとりまとめ、公表。</p> | |
| 130 | ⑤年金の給付誤り等の事例の適切かつ迅速な公表 | 随時 | 着手済 | <p>○年金の給付誤り等については、事象が明らかになった時点で速やかに公表するという基本方針の下、これまでの経験を踏まえ、一定のルールを検討中。</p> <p>○給付誤りの未然防止のための取組を徹底する一方、万一給付誤りが発生した場合、早期発見・早期対応を可能にするため、疑わしい事例や受給者の方からの問合せを収集し、速やかに対応し公表する年金給付のサーベイランス・システムを構築するため、平成17年6月、「社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会」を社会保険業務センター内に設置。</p> | <p>「総点検の結果について」(平成17年4月1日公表)以降に公表した給付誤りの件数 4件</p> <p>※ 内容は、庁ホームページに掲載</p> |